

フランス中世史研究における 史料としてのボーモン法

菅 沼 紀 子

はじめに

一般に「ボーモン法」と呼ばれるものは、1182年にランス大司教ギヨーム(1176-1202年在職)によって、フランス北東部の一集落ボーモン＝タン＝ナルゴヌヌに賦与された特許状である⁽¹⁾。これはこの集落に人口を確保する目的で賦与されたものであるが⁽²⁾、その後これをモデルとした特許状が16世紀末まで、フランス北東部とロレーヌ地方を中心とした508の集落に賦与され続けた。

ところでボーモン法は史料類型において「慣習法文書」に属する⁽³⁾。これはシュネーデルによって「君侯や領主が発給し、一つの居住地もしくは居住群の住民に特別な資格を認めた文書」と定義付けられているが⁽⁴⁾、今日のフランス・ベルギー中世都市史研究では、都市と農村、あるいは領主と領民との関係を考察できる点にその史料的意義を見出している⁽⁵⁾。一方ボーモン法は、1884年にボンヴァロによって「ボーモン法＝農奴解放」という図式が提示されて以来⁽⁶⁾、今日に至るまで「中世の自由」という視点から取り上げられてきた⁽⁷⁾。そのためボーモン法は16世紀末まで賦与され続けたにもかかわらず、その考察対象は中世盛期といわれる12・13世紀に焦点が当てられることが多かった⁽⁸⁾。

そこで本稿では、ボーモン法の史料的な性格を再検討するため、その概要と

16世紀末まで賦与され続けた点を考察しながら、ボーモン法に関する今後の課題の提示する。なおボーモン法は、正式には集落名に因んで「ボーモン＝タン＝ナルゴンヌ法」と言われるが、以下本稿では「ボーモン法」と略す。

注

- (1) この集落の起源はランス大司教アダルベロン（969–988年在職）によって建設された要塞に遡ることができる。Bonvalot, E., *Le Tiers Etat d'après la charte de Beaumont et ses filiales*, Paris 1884, (réimp. Gnève, 1975), p. 89.
- (2) Bonvalot, E., op. cit., p. 89. 鈴木道也「中世盛期フランス王国の慣習法文書—北東フランスを中心として—」『西洋史研究新輯』第22巻（1993年）87頁。
- (3) 井上泰男『西欧社会と市民の起源』近藤出版社 1976年 192頁。
- (4) J・シュネーデル著、山田雅彦訳「フランス王国におけるフランシーズ文書の起源」森本芳樹監修『西欧中世における都市＝農村』九州大学出版会 1988年 126頁。
- (5) 斉藤綱子『西欧慣習法文書の研究—「自由と自治」をめぐる都市と農村—』九州大学出版会 1992年 5–9頁。
- (6) Bonvalot, E., op. cit, p. VII (lecture).
- (7) *La charte de Beaumont et les franchises municipales entre Loire et Rhin: Huit-centième anniversaire de la charte de Beaumont-en-Argonne (1182) : Actes du colloque à Nancy, 22–25 septembre 1982*, Nancy, 1987.
- (8) Robert, G., *La loi de Beaumont dans les domaines de Saint-Remi de Reims, Archiviste de la ville de Reims*, 1913, pp. 1–63. Waltraet, M., *Les Chartes-Lois de Prishes (1158) et de Beaumont-en-Argonne (1182)*, *Recue Belge de philologie et d'histoire*, 1944. Girardot, A., *La détérioration des libertés de Beaumont: le cas lorrain, des origines à 1350*, *La charte de Beaumont et les franchises municipales entre Loire et Rhin*, op. cit., pp. 149–166.

1. ポーモン法の概要

(1) 構成

ポーモン法の原文は一連の文章からなるが、後世の研究者は便宜上これを各条項に分類した。そのため研究者によってポーモン法の条項数は若干異なるが、本稿ではボンヴァロに依拠し、57条項の立場をとった⁽¹⁾。なお内容に関しては、以下の3項目に分類することができる。すなわち

①住民の権利と義務に関する条項：19カ条

- ・賦課租の義務を規定した条項（第1, 3, 5, 6, 55, 56条）
- ・権利や自由を認めた条項（第2, 4, 7, 8, 10, 11, 26, 31, 32, 34, 37, 48, 53条）

②役人に関する条項：5カ条（第9, 28, 30, 36, 57条）

③裁判に関する条項：33カ条（第12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 29, 33, 35, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 49, 50, 51, 52, 54条）

である。

①「住民の権利と義務」に関する条項については、さらに2つにわけることができる。すなわち住民に賦課租の義務を規定した条項として、「…この集落に家屋を所有するか、あるいは城壁の外に菜園を所有する市民は、毎年我々に12ドゥニエを支払う。…」《…burgensis qui in eadem villa domum acceperit vel extra muros hortum habebit annuatim nobis duodecim denarios persolvat, …》（第1条）などがある。これに対し住民に権利を与えた条項として、「あなた方全員とここに居住するものは誰であれ、売買を望むなら、売買税を支払うことなく、自由かつ平和に行なうことができる。」《Licebit vobis omnibus et quibuscumque aliis ibi manentibus quaecumque volueritis emere et vendere, libere et quiete, sine vinagio et theloneo persolvendo.》

(第2条) などがある。

②「役人」に関しては、「メール」と「ジュレ」という役職名が確認できるが、彼らの選出方法や任期に関する規定として、「この集落においてあなた方全員の同意で以てジュレは設置される。メールも同様で、彼は我々に忠実であることを誓うであろう。そして我の役人に集落の穀物を賦課租として納めるであろう。そして全員の要請がなければ、メール自身もジュレも、1年以上その職務にとどまることはないであろう。」《*In eadem villa assensu omnium vestrum jurati constituentur; major similiter qui fidelitatem nobis jurabit et de redditibus et proventibus villæ ministralibus nostris respondebit. Sed nec ipse major nec jurati ultra annum, nisi de voluntate omnium, in officiis suis remanebunt.*》(第9条)が見られる。また彼らの機能に関する規定として、「もしある者が認可された裁判集会によって直ちに反駁しないかぎり、ジュレの判決は確実であろう。」《*Judicium juratorum, stabile erit, nisi aliquis accepto statim concilio iudicium dontradixerit.*》(第36条)などが見られる。これらの内容から、メールとジュレが毎年住民の同意によって選出され、裁判権を与えられていたことが指摘できる。但し上級裁判権は領主の手中にあったため(第18・20条)、彼らの裁判権は下級裁判権に限られていたと思われる。なお「メール」と「ジュレ」という用語そのものは34カ条にわたって確認でき、これらの条項から、彼らが行政全般に携わっていたことがわかる。

③「裁判に関する条項」は最も多く33カ条あり、そのうち24カ条が刑罰として「罰金」を規定している。例えば「もしある者が武器をもたない者に暴力を加えた場合、45スーを支払うだろう。つまり領主に38スー、メールに12ドゥニエ、ジュレに12ドゥニエ、被害者に5スーを。なお被害者に証人がいない場合、被告は2人の忠実な人と彼自身の宣誓によって、身の証を立てるだろう。(1スー=12ドゥニエ)」《*Si quis violentas manus injecerit in alium absque armis quadraginta quinque solidos solvet; domino triginta octo, majori duodecim denarios, et juratis totidem denarios et verberato quin-*

que solidos. Et si verberatus testes non habuerit, alter duorum legitimorum virorum juramento et suo se purgabit.》(第 15 条) などである。この他に罰金刑を課された行為として、悪口、虚偽の告訴や申告、罵倒、傷害、殺害、虚偽の判決、損害、穀物の窃盗、他人の土地への侵入、保証のない債務、木炭や灰の製造などがある。なお刑罰以外の判決としては、「領主の拘束」(第 18, 20 条)、「決闘」(第 19 条)、「追放」(第 50 条) などがあり、「宣誓による立証」は判決内容にかかわらず、ほとんどの裁判関係の条項において確認できる。

(2) 年代と普及地域

ポーモン法は 16 世紀末まで賦与され続けたが、その間の普及状況は決して一定ではなかった。そこでボンヴァロによって初年代を提示されている 378 の集落について⁽²⁾、1182 年から 1582 年までの普及状況を年代別に示すと次のとおりである。すなわち

12 世紀末～13 世紀前半 (1182-1249 年)	: 17.7% (67 集落/378 集落)
13 世紀後半 (1251-1300 年)	: 53.9% (204/378)
14 世紀前半 (1301-1342 年)	: 18.5% (70/378)
14 世紀後半 (1357-1392 年)	: 3.1% (12/378)
15 世紀前半	: 0% (0/378)
15 世紀後半 (1477-1493 年)	: 5.8% (22/378)
16 世紀 (1520-1582 年)	: 0.7% (3/378)

である。

これらの数値から、全体の約 70% の集落が 12・13 世紀中に賦与されることがわかる。なおこれらの数値はあくまで「初年度」に基づくものであり、その後くり返し賦与されている集落が少なくとも 140 確認できることから⁽³⁾、その「反復性」も指摘しておきたい。

ところでポーモン法を賦与された 508 の集落の所在地は、すでにボンヴァロによって示されており⁽⁴⁾、これによるとこれらの集落がムーズ川中流域と



《ボーモン集落の分布状況》

県名	集落数
Aisne	1
Alsace Lorraine	5
Auve	1
Ardennes	42
Haute Marne	8
Marne	4
Meurthe et Moselle	80
Luxembourg belge	139
Grand duché de Luxembourg	21
Meuse	200
Vosges	7
合計数	508

1. Paris 2. Reims 3. Beaumont-en-Argonne
4. Monmédy 5. Stenay 6. Metz

☒ : ボーモン法普及地域 (1182年-1582年)

▨ : ルイ11世 (1461-1483年) 治世下の王領地

☑ : ルイ11世 (1461-1483年) 治世下のヴァロワ家の諸侯領

Favier, J., *Dictionnaire de la France Médiévale*, Fayard, 1993, p. 354. より作成。

モーゼル川上流域に集中していたことがわかる。このことからボーモン法の普及地域が、フランス北東部とロレーヌ地方であることが指摘できる。ところでボーモン法が最も普及した12・13世紀のフランス北東部は、ドイツとの境界地帯にあったことから、複雑な権力関係が見られ⁽⁵⁾、また他地域に比べてフランス王領地への併合時期も遅かった⁽⁶⁾。このことからボーモン法の普及地域の特色として、王領地の外側であったことが指摘できる。なおこれらの地域の社会経済的な特色としては、毛織物業、製紙業、ガラス製造、鉄鋳業の他に、河川を利用した交易の発達などが見られた⁽⁷⁾。

(3) 賦与者の身分

ボーモン法は1189年以後、多様な領主により「娘法」として賦与され続けたが、ボンヴァロはこれら娘法の賦与者を11の身分に分類している⁽⁸⁾。このうち最も多くの集落、すなわち約35% (148/419) の集落が、パール伯やチニー伯をはじめとする7名の伯 (comte) によって賦与されており、次に約26% (111/419) の集落が48名の侯 (sires) によって賦与されている。そして全体の約68% (288/419) の集落が、伯と侯を含めた世俗領主によって賦与されている。以上のことからボーモン法が聖界領主であるランス大司教によって作成・賦与されたにもかかわらず、その後の賦与者の大半が世俗領主であったことが指摘できる。

注

- (1) 原文は1588年以来消失したといわれるが、その写本はいくつか残っている。本研究で用いるボーモン法のテキストは、1786年の写本にボンヴァロが加筆、訂正したものである。Bonvalot, E., op. cit., pp. 97-110.
- (2) Bonvalot, E., op. cit., pp. 247-251.
- (3) Bonvalot, E., op. cit., pp. 156-245.
- (4) Bonvalot, E., op. cit., pp. 156-245.
- (5) パール伯やロレーヌ公などは神聖ローマ皇帝に従属しながらも、実質的にはフランス王の監督下にいた。Favier, J., *Dictionnaire de la France Médiévale*,

Fayard, 1993, pp. 114, 233-234, 583-585.

- (6) シャンパーニュ伯領, ロレーヌ公領, バール伯領, リュクサンブール公領が正式にフランス王領地に併合されるのは14世紀以降のことである。Favier, J., *op. cit.*, pp. 353-356.
- (7) Bonvalot, E., *op. cit.*, pp. 499-527.
- (8) 賦与者と賦与年代を確認できる集落は342だが, 複数の領主によって賦与されている集落もあるため, 賦与者の合計数は419人となる。Bonvalot, E., *op. cit.*, pp. 156-234.

2. ボーモン法の「母法」と「娘法」

中世では一つの特許状をモデルとして幾つかの文書が作成されることがあるが, 一般に前者は「母法」, 後者は「娘法」と呼ばれる。本節ではボンヴァロが提示した53の「ボーモン娘法」(表参照)⁽¹⁾に基づき, 1182年の「母法」と1189年以降の「娘法」との関係, 特に娘法における母法の継承性と改変性について考察する。なお娘法の条項分析に際しては, 母法の特徴の一つにメールとジュレの設置に関する規定があることから⁽²⁾, 特にメールとジュレの用語と選出方法, および権限に焦点をあてる。

まず用語についてみると, 53の娘法のうち, 「メール」は37, 「ジュレ」は6の娘法に確認できる。また構成人数や機能においては若干の相違が見られるが, 「ジュレ」と同様集落の行政に携わる役人として「エシュヴァン」が36の娘法に確認できる。このことから母法における「ジュレ」という用語が, 多くの娘法において「エシュヴァン」という用語に変わって用いられたことが指摘できる。

次にメールとジュレ, あるいはエシュヴァンの選出方法についてみると, 母法で規定された彼らの選出方法は, 「年1回の住民による同意」(第9条)であった(101頁参照)。一方1317年にChampに賦与された娘法には, 「この集落ではメール1名, エシュヴァン5名, そして首席司祭1名が, 毎年聖霊

《ボーモン娘法》

賦与年代	賦与された集落名	メール	ジュレ	エシュヴァン	娘法に特有の規定
1189	Ormes			4人	
1199	Parroy	○		○	
1232	Saint Oricle	○			
1238	Romagne et Chaumont				
1240	Chauvency				
1241	Chenières et Cuttry				
1243	Auzéville				
1246	Neuville	○		○	
1246	La Besace	○		○	
1247	Grand Failly	○		○	
1247	Rupt en Vœvre	○		3人	
1251	Lion devant Dun	○		○	
1254	Grand Failly	○		○	
1254	Grand Failly				
1254	Olley	○			
1255	La Villeneuve	○		○	
1255	Serrouville	○		○	
1258	Frouard et de Pompey			○	
1258	Semay				
1258	Jonville et Ban Ancy	○		○	
1259	Buzy	○		○	
1262	Maisoncelles				
1262	Villers le Tilleul	○		○	
1263	Minorville				
1263	Le Ban de Tilley	○		4人	
1265	Mussey				
1266	Neuville sous Repy				
1276	Longwy		4人		
1277	Dun	○			
1280	Dompaire	○			
1280	Longwy	○		2人	
1281	Linger, Pentage	○		○	
1282	Xivry le France	○		○	Stenay の法
1282	Syvery et Marvoison	○		○	
1284	Olizy	○		○	Montmedy の法。
1289	Amel et Cenon	○		○	Stenay の法。
1290	Deuxnouds	○		○	
1296	Milly sous Dun	○		4人	
1306	Auby, Cugnon			4人	
1314	Hans				
1317	Champ et Neuville	○		5人	
1320	Auzéville	○		○	Stenay の法。
1323	Stenay	○	4人	○	
1331	Charney et villers	○	4人	40人	
1343	Auzéville	○	○	○	Stenay の法
1344	Fontenoy				
1347	Vaux en Dieullet	○		○	
1350	Vaux en Dieullet	○		○	
1370	Bièvres	○		5人	Montmedy の法。
1370	Moiry	○		○	Montmedy の法。
1387	Dun	○		○	
1520	Manheules, Viliers	○	○	4人	
1582	Beaumont	○	○	7人	

Bonvalot, E., *Le Tiers Etat d'après la charte de Beaumont et ses filiales*, Paris, 1884, 卷末 pp. 1-88. より作成。

降臨祭の日に、この集落の市民の同意によって選ばれ設立されるだろう。」《Et averait ains dites villes un maior, cint eschevins et un doient, qui seront fait et eslut chauscun an par l'acourt des bougois des dites villes, le jour de la Penthecouste...》, 1520年にManhoules, Villers, Haudimontに賦与された娘法には、「まずはじめに我々のマヌール, ヴィエ, そしてオーディモンの住民のすべての共同体が、毎年聖霊降誕祭の日に、彼らの中からメール1名, エシュヴァン4名, そして首席司祭1名を設置することを認める。」《Premièrement savoir est que toutes les communaultés de nos hommes de nodites villes de Manheues, Villers et Hodiomont feront chascun an entre eulx le jour de la Peanthecouste ung mayeur, quatre eschevins et ung doyen...》といった規定が見られる。これらの内容から、娘法におけるメールとエシュヴァンの選出規定が、「年1回の住民による同意」に基づいていたことがわかり、この点から母法で規定された選出方法が16世紀の娘法まで継承されたことが指摘できる。

そしてメールとジュレ,あるいはエシュヴァンの機能についてみると、母法での規定は裁判権の行使を中心とした行政全般であった(101頁参照)。一方1317年にChampに賦与された娘法には、「メールとジュレはボーモンの法に規定された判決を用いるだろう。そして彼らは20スーとそれ以下のあらゆる訴訟について、他の場所に法を求めに行くことなく、裁判を行なうことができるだろう。」《Et Panront li dit maires et eschevins drois et jugement à Belmont. Et pourront li maires et li eschevins des dittes jugier de toutes querelles jusques à la valour de vint soulz et de moins, senz aller querre droit aillours.》, 1323年にStenayに賦与された娘法には、「もしヴィル・ヌープの住民がストゥネイに法と慣習を求めに行くなら、そのバイイと裁判所は、メールとエシュヴァンが宣誓によって下した判決に異議を申し立てることはできないだろう。」《Si les hommes de ses neuves villes aloient à Sathenay à loy et à coustume, il ne pourra ne son bailly et sa justice contredire les jugements que les maires et eschivains donneront par leur serment.》,

1343年にAuzévilleに賦与された娘法には、「メールとジュレはオーゼヴィルの4人の賢人の間で認められ得る全ての市民とあらゆる事件について、法廷と裁判権をもつ。」《Et ont li maires et li eschevin la court et cognoissance de tous les bourgeois et de tous les cas, qui pourroient avenir entre les quatre bonnes d'Auséville.》といった規定が見られる。これらの条項から、娘法におけるメールとエシュヴァンの機能が「裁判権の行使」であり、かつその権限は母法と同様、一定の範囲が設けられていたことがわかる。以上の点から母法におけるメールとジュレ、あるいはエシュヴァンの機能が、娘法においても継承されたことが指摘できる。

このようにメールとジュレ、あるいはエシュヴァンの選出方法と機能に関しては、母法の継承性を指摘できるが、一方で13世紀以降の娘法に特有の規定も見られる。例えば1320年にAuzévilleに賦与された娘法の「彼らはストゥネイの法を用いるだろう。そしてもしその法によって彼らを和解させることができなければ、彼らはボーモンに助言を求めにいかなければならない。」《... que il porteront au droit à Sathenay, cil de Sathenai ne les pooient concilier à plain, au soit lor convenist aleir querre le consoil à Biaumont.》、また1370年にBièvreに賦与された娘法の「メールと5人のエシュヴァンはボーモンの法に従って宣誓を行い、あらゆる事柄について、モンメデイの法を用いなければならない。」《... un maire et cinq eschevins, liqueils doivent faire serment sy come la loy de Biamont, et doivent penre droit à Montmaiday de toutes choses.》などのように、メールとエシュヴァンにボーモン法以外の法、特にストゥネイとモンメディーの法を用いることを規定したものである。

以上の点から、娘法に特有な規定が若干みられるものの、メールとジュレ、あるいはエシュヴァンの選出方法と機能に関しては、53の娘法をみる限り、母法のそれをほぼ継承していたことが指摘できる。

注

(1) Bonvalot, E., op. cit., Au Lecteur VIII, pp. 1-88. (これらの特許状が「ボーモ

ン娘法]であるとする根拠は、文書における《à la coutume de Bellmont》, 《au droit de Biaumont》, 《à la loy de Biamont》, 《en la franchise de Biamont》などの用語の確認による。

(2) 鈴木道也, 前掲論文, 92 頁。

お わ り に

ボーモン法に関する従来の研究の多くは、「中世における自由」を考察しようとするものであり、その具体像はメールとジュレ、あるいはエシュヴァンといった自治組織に見出されてきた。また 16 世紀末まで 508 の集落に賦与され続けた原因も、この「自由」にあると考えられてきた。しかしこうした「自由」といった視点は、結果的にその考察対象を 12・13 世紀に集中させ、14 世紀以降のボーモン法については、消極的な意味しか見出してこなかった。

ところで 14・15 世紀は 12・13 世紀に比べて、政治的にも経済的にも衰退期にあったことから、従来否定的に捉えられることが多かった。これを受けて今日の中世史研究では、中世後期という時代を積極的に捉え、そこに独自の歴史的意義を見出そうとする動きが見られる⁽¹⁾。

同様に 14 世紀以降のボーモン法についても、従来のように 12・13 世紀のそれと比して消極的に捉えることなく、むしろ賦与の反復性 (102 頁参照) と条項内容の継承性 (108 頁参照) にボーモン法の史料としての特色を見出し、一つの特許状が 400 年以上にわたって賦与され続けた点を積極的に考察していく必要があると思われる。

なお中世後期のフランス北東部に関する史料の一つに、メッツのメートル・エシュヴァンによる判決集が存在するが⁽²⁾、これに関しては後日に期したいと思う。

注

- (1) 朝治啓三, 江川温, 服部良久『西欧中世史〔下〕—危機と再編—』ミネルヴァ書房 1995年 2-46頁。
- (2) Salverda, J. J., Meijers, E. M., et Schneider, J., *Le Droit Coutumier de la Ville de Metz au Moyen Age, T. I, Jugements du maitre-échevin de Metz au XIV^e siècle*, Haarlem, 1951. Schneider, J., *Le Droit Coutumier de la Ville de Metz au Moyen Age, T. III, Jugements du maitre-échevin de Metz aux XV^e et XVI^e siècles*, Haarlem, 1967.

——大学院文学研究科博士課程後期課程——